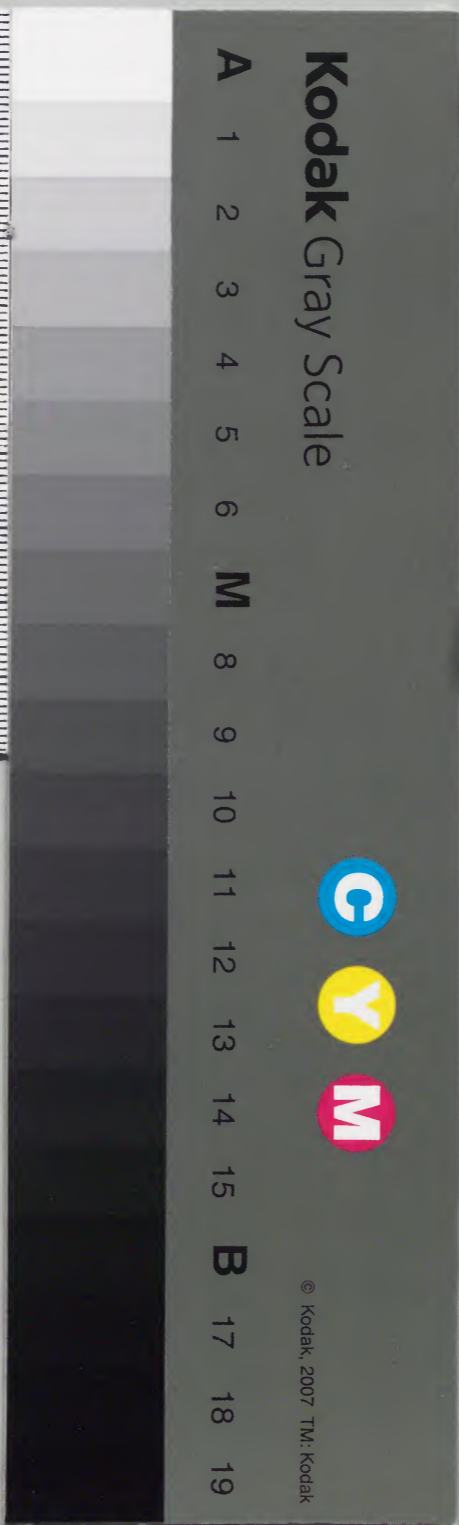


四季
州
秋
中
五

| | | | |
|------|--------|----|-----|
| 庫 | 文 | 閣 | 內 |
| 一五三函 | 二五〇八六號 | 七册 | 和書類 |

| | | | | |
|------|---------|-----|--------|---|
| 七册 | 三架 | 九六函 | 二五〇八六號 | 和 |
| 內閣文庫 | | | | |
| 番號 | 和 25086 | | | |
| 冊數 | 7 (5) | | | |
| 函號 | 153 | 292 | | |



四季艸五之卷 秋草中

目錄

官位之部

公家

中將少將

正少輔

冠服之部

冠

小結

素襖

武家

武士

突掛侍從

正某位

納豆烏帽子

長小結

素襖紐結

四品

諸大夫

市人稱官名

風折烏帽子

無位無官禮服

直垂

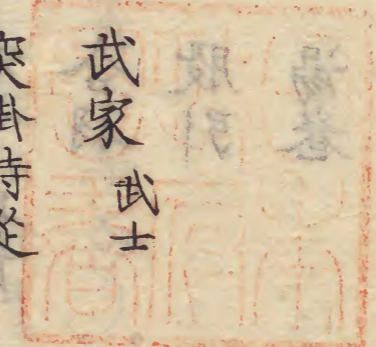
宰相

隼人木工敷負

折烏帽子、緒

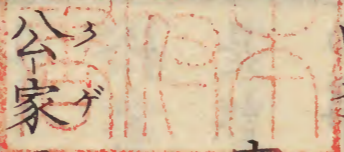
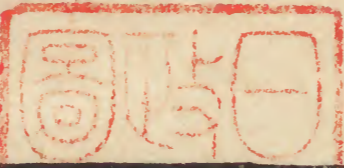
袍

鎧直垂



○四季艸五之卷中目錄

○單



四季艸五の巻

秋草中

官位之部

公家

公家といふは禁裏の事あり。古事談卷二小云儀同三司周伊
 配流者中此間公家差右衛門權佐孝道。左衛門尉季雅。右
 衛門府生伊遠等被馳遣帥所歸本家云々。又云。又伊周私
 修太元法。伴法者非公家者不修之法也云々。東鑑卷十一
 建久二年五月三日。頼朝奏狀云。上畧縦頼朝身有其咎之時
 者。自公家何。無御沙汰哉。中今以下被。又傷五仕法師之忿怒。
 忝奉驚公家。下是等公家といふハ皆禁裏を指していふ

○四季艸秋の巻中

○一

通計五十三條

- | | | | |
|---------------------|----------------------|------|--|
| 直衣 | 狩衣 <small>奴袴</small> | 布衣 | 大紋 |
| 上下 | 麻上下 | 裏付上下 | 繼上下 |
| 褐上下 | 夏上下 | 肩衣 | 半袴 |
| 長袴 | 十徳 | 羽織 | 道服 |
| 時服 | 小袖 | 麩目 | 無地麩目 |
| 帷 | 衣替ノ時節 | 鼠色衣服 | 頭巾 <small>本二建具</small> |
| 足袋 | 合羽 | 家紋 | 紙衣 |
| 白衣 <small>袴</small> | 股引 | 脚半 | 下帶 <small>續鼻禪 之ハ袴 多ハシク</small> |
| 女湯具 | 湯卷 | 女衣服 | 女袴 |

を察されども禁裏に仕へ奉る公卿殿上人あづの事哉。公
家とはりりいひ誤り也。公家衆と衆の字を付ていふ
可し

武家

武士

武士といふハ朝廷武官の人れ呼ぶ称少く。上古の書を
武士といふ名目あり。武家といふを頼朝將軍以來事
少く。上古の書いふ武家といふ名目あり。近世板行の
俗書より多田満仲義家頼政等の事を武家と書たるあり。
是誤あり。され武士といふをいふ。或書より頼朝以來
の事哉いふ。武家の世ふありといふを誤り也。武

家より天下の政を出せども王位を奪はば。されバ武家の
世ふありといふいふ。武家の政はありてといふ
は

四品

四品の事。近世武家より四位あり。然四品といふを官
職れ故實より違ひたり。親王の位を品ホシいひ。諸臣の位は
位ホシいひ。官位令の義解より見え。親王より四位
いふ。諸臣より四位といふ。然まこと江戸にて
も。四品と云ふ事常ふあり。本来を心得おく可し

宰相

宰相と云ふも參議の唐名なり。本名ハ參議あり。近世江戸
の人多ク宰相といふあり。參議といふ名をぞ知らぬ
人多し。中將 少將 今ハ近衛府の官あり。是ハ近衛府の官な
り。今ハ左近衛右近衛を攝ていふ。近衛府より大將中將少將將監將曹府生
番長あり。官ありて。中將と少將もその内の官なり。
近衛中將近衛少將といふ位を畧して中將少將とば
くといふあり。近衛ハ武官なるを。その官に居る武士の
規模と云ふあり。

突掛侍従

國持大名の元服して。初より直に侍従に任ぜる事。江戸の
人ハ侍従といふ習の。侍従といふ詞
とある事なり。初任侍従といふ位と事なり。

諸大夫

今諸大夫といふハ五位の通称なり。兼官あり。某守とあるを
受領といふ。受領は。則諸大夫といふあり。職原抄
ハ諸大夫ハ五位六位。四位も。此ハ趣別なり。
武家の制法と違ひ。

隼人 木工 靱負

隼人をくやといひの木工代もくといふハ文字よく能う
ひなれども古よりの名目には叶ふ名目ハ隼人を
いと木工代むくといふなり又鞍負をゆきと云ふ誤
ありぬといふとさへくゆげひありなり江戶少
やともくゆきとさへくゆげひありなり江戶少

正少輔

主膳正内膳正の正字をさやうといふハ正字といふ
字ハ又式部少輔民部少輔の少輔をさやうといふま
ろしと云ふと云ふ字ハ輔ハ字ユウの音あり音ハ
と云ふといふ字ハ引音ハと云ふの音をこ

ていしなり中勢兵部刑部宮内大藏治部おの少輔もお
ト

正某位

正四位正五位おの正の字ハおとさといふ字ハ
字ハ神の位ハと云ふといひ人の位ハおとさといふ

市人称官名

本朝ふて末世ハ治工筆工の類よと官名を称する事
ありぬ漢國も同ト事あり陸客牧園記ハ宋人称外郎者
古有中郎外郎皆臺省官故僭擬以尊之今人称郎中
称待詔磨工称博士師巫称大保茶酒称院使皆然
艸率名

分不明之舊習也。國初有禁云々と見えたり。

冠服之部

冠

日本紀云。推古天皇十一年十二月。冠位十二階を定らるる。てり。以降。古ハ冠をりて。それ品位ハ差別致せらる。あや。抄の冠ハ錦繡もて袋の如く。縫たるものあり。天武天皇の御代ハ漆紗の冠を用ひ。うごも。あや袋のご。ゆ〜ふとあや〜なり。その後幸冠といひし冠も阿婆と。あやと漆紗と同トく和ら。冠さるべし。清少納言の枕草紙ハ。雨にう〜きく冠もむ。かて。表衣下襲ハ。

ごつよあり。事〜さる。是ハ冠う〜和ら。あや。ゆ〜り。雨にあひ〜む。ぎたる。今の冠ハ紙少て張ぬ。あや〜て。羅をき〜漆致ぬ。そのあや。ま〜。小〜して頭へ入らぬ。あや頂よのせ置あり。又巾子も高〜して。笄を貫さたり。古の冠とて大よきかひた。今のあや〜冠も烏帽子を固く。あや〜。鳥羽院の御代衣文といふ事始。己未の事あり。今ハ厚額。薄額。半額。透額。あや〜品々の冠出来きり。

納豆烏帽子

納豆烏帽子といふハ本名にあらば。田舎少く寺の僧ガ。檀。

とあるハ此事折也。折烏帽子ハ昔ハ絹ニ漆ぬりてやうら
り形立え^{ヌテ}存^ルり。今ハ紙折き今ノ世ハ折え
がう^リの如くあるなり。折やう何也。後ハ紙よてかへく
らへ横う結れさびをも付く作るあり。又其後にま
ぬき^{三角立}つ物あり。城切を^レ折^リて。ごりおき^コらへ^ル
なり。^{懐中}ちま^ウ入^ルべき為^ニお^シぬき^成
え^存り^の折^{やう}家^々み^てか^りり^何や[。]ごぞ。今も京
極折。観世折あとの品あり。観世折ハ東山殿の頃。観世とい
ふ猿樂が折やうなり。ごぞ。近世あは^レ後^ク用^フる^ハ皆^観
世折なり。近世武家小^テハ。年始の御礼^ニ登城の外^ハえ^存
あり。

う^リか^ぶる^事あ^し。観世^折ハ^ハ度^々能^をを^レた^りう^ぶぶ^也
え^存り^も多^ク用^フる^ハご^ぞ。近世^あは^レ後^ク用^フる^ハ皆^観
世^折を^多く^みら^へ置^クゆ^急。観世折世^ハ廣^ク
あり。

風折烏帽子

風折烏帽子ハ本立^{ヌテ}え^存り^を折^て着^ルた^るなり。古ハや
う^らの^形を^レ折^リて^着る^事に^折也。ゆ^急時^ニ臨^ミ折^リる^事。後^ニえ^存
り^立え^存る^事に^折也。ゆ^急立^え存^る事^に折^也。風折と二
品別^ニよ^りなり。古ハ平^礼平^礼と書^テヒ^レと^もむ
ライ^とむ^ハい^ハい^ハ後^ニ風折と名^付け^替へ^{たる}

折り平礼とて立え侍りしを折きて頭を差の
 如くひらめくゆゑむれといふなり。平礼をへいれいへい
 やりて折え侍りし俗に侍の事ありといひ又
 白張え侍りしえ侍りしの事ありといひ皆ちやまうるを
 名ハ風よ吹折らまきし如くあれどなり。風折といふ名
 多中古以来の事なり。西三條裝束抄三光院内府記等ハ風折
 風折と平礼と別物のやうに記の名あり。是室町殿の時代の書なり。但
 されたるハあやまうるなり。古代の書に風折といふ名治承四
飜抄其外古記古き書ハ皆平礼といへ。山槐記年三月
よて見えん四日小云今日新院令着始御烏帽子給云々。無殊儀帥大納
 言隆季調進之ハ角蒔繪管二口。一口平礼一口立烏此平礼に
 あるハ風折烏帽子の事あり。天子御位をゆげり多ひて後
 始て御え侍りしを多ひてを

布衣始といふなり。新院ハ高倉院あり。○右の本文を以て平礼
 ハ侍え侍りし。白張え侍りしとあらざる事歟知ふべし。風折
 龍上平右上りといふ事あり。龍上平といふもえ侍り
 此前の龍の方ハ内より少押し上げて高く出したる
 所あり。此高き所を俗に眉といふ。龍上平を龍眉と
 するぞらへ知るべし。龍上平然龍折右上りを右折といふ
 武家たゞハ大うの龍折を用ふるなり。折烏帽子緒
 折烏帽子の緒をてうげけといふ。又え侍りしハカケこと
 白古ハ布そく平なる緒を用たり。軸物の緒れ如し。白
 く黒色一寸やまらう組もふ物を案。此事宗五記に見え

外へ引出して、ちねきりのうへにさめて片とあはむむむ置
しねる。昔の髪はゆひやうの前よ記ま如く、頂の上ふ髻あり。
えぼろくしねようひねの袋の如くねるゆゑもどぐやえは
ねきへちひ付け置ゆゑ、どうぼくきせられども、えぼろくし
落る事あるさねり。此體古画より見ざるし

長小結

長小結ナガコヰのえぼろくし、ちひをうし、長く出く、牛の角
ゆぶとくまがて置ねる。是童の元服の時よかぶるえぼろく
しなり。これをきむとちひえぼろくしといふハ誤なり。長
ちひゆえぼろくしといふずし。おとねの烏帽子にともち

ひあるゆゑ、只ちひえぼろくしといふハ誤なり

無位無官禮服

無位無官の人ハ礼服ハ折えねうしに素襖ヌアヅをきるねる。古ハ
武士ハ官位ある人も、常の平服ハ折烏帽子素襖あり。古ハ賤
き者も皆是を着たふなり。土佐光信ガ職人歌合の繪り、
諸工人を商人も、皆折えぼろくし、素襖きたふ體を画けるハ
以て考へ知るべし

袍

袍ウヘキヌ表衣ウヘキヌひて、天皇より臣下に至るまで上よ着る正衣なり。
縫やうハ關節縫腋といひて二つねうをわたり、一位より初

以上の入黒袍を着せられど、本源を失へり。本ハ黒袍ニあらざり。上にひるごとく、一位ハ深紫、四位ハ深緋にて、紫も緋を深く染まじ、黒く見ゆあり。それゆゑ心得誤りて、今ハ黒袍と心得たる事、世上一體形也。一條院の正暦の頃より、縫殿式の染式廢きて、深紫深緋を本式に染ざりし。鉄醬カ五倍子ツを交へり、似を色に染初めり。深紫も深緋も差別なく、一位の袍も四位の袍も、その色同じく黒染に成り。是よりして四位も一位の袍を着るが、おやしくあれは、劣らじ負ドとて、二位も三位も、とりに黒袍を服する事、よるなり。黒袍也い

ふ名目ハ、事形を續世繼御子の巻のふある人の申され

々々々々。位ハ、王の四位の色に、黒黒と、四位と、王の五位と、緋黒あけを着。たゞ、五位ハあけの衣にて、今今の人、心おとせ、四四位ハ王の衣より、五位ハ四位の衣をきるなり。檢非違使上官あど、ハ形不あけ、白白河院の御時形也。素襖スの事、アア素襖と、ウウ装束あり。衣服令の武官ハ、禮服、位位襖位より、色色の定あるゆゑ、とあり。義解ハ、無欄之衣也、と

注せし。文官の袍袍といふ東帯の時上を縫ふ。是を

縫腋といふ。縫腋の袍ハ正々小横幅付。是を襖といふ。武

官の武官といふ近衛衛袍を両腋を縫ふ。是を襖といふ。武

官の門兵衛等袍を両腋を縫ふ。是を襖といふ。武

官の闕腋といふ袍にハ襖あり。此闕腋の

袍を上古ハ襖といふ。縫腋も闕腋を綾以て縫

ふ。然るに素襖ハ布を以て縫ふ。質素なるを以て

素襖と名付き。質素ハウケリ。襖と素襖の形ハ違

ふ。是れを以て。違ふ。是れを以て。違ふ。是れを以て。違ふ。

征東使請甲一千領。仰尾張參河等五國。令運軍所。甲申征

東使請襖四千領。仰東海東山諸國。令造送之。云々。と見えたり。

此時逆虜を討んが。是れを以て。征東使陸奥國。發行はる。

て。甲一千領を請ひ。是れを以て。後より。襖四千領を請

ふ。軍中。甲を以て。襖ハ何の用ぞや。後世の鎧直垂の。着せ

る。ある。此襖といふ物哉。後世。闕腋の袍と

の。稱。襖といふ事。知らず。裝束抄。異説。

あり。誤る。

素襖紐結

素襖の。紐結。あり。是を。今世の人。は。それ

紐を。下。して。帯。は。挟。置。は。れ。紐結。事。

當御家小至て。武家の礼服に階級を新に定め給ひし。侍従以上ハ直垂。四品ハ狩衣。諸大夫ハ大紋。重き役人ハ布衣。其外ハ素襖と。御制法を立られし。申急。今世武家もてハ直垂ハ貴むる事あり。服と相まり。古の風俗を以て今ハ御制法。沙汰する事あり。今ハ御事今の眼を以て古ハ見まじ。昔の事に心得が。此事あり。古今に通じ。ては方事みくらふ事あり。

鎧直垂

鎧直垂ヨロビタレと云ふものあり。裁縫ハ常ハ直垂小同ト。然るも。袖口ハ括緒ククリツと云ふ短く。まをを。し。と云ふ。袖口ハ括緒ククリツと云ふ

あり。袴ハ足はくろふ。やどれたあはく。これも裾スジく。で緒オビと云ふ。上ハ五所カミ下ハ左右のあひ引ヒキの下に。ふさの菊と云ふ二つ。けし。胸紐ムナヒモも有り。地も深色も定む。蜀紅。錦ハ大將軍。大和錦ハ侍と禁ムスヒを得て着る事あり。兼安元年四月二日の槐記に見えき。近世兵家者流。大將ハ何と。侍ハ何を用と云ふ事あり。これ私の新法あり。正徳年中。新井君義が上京を。時。高倉殿山科殿野宮殿へ。鎧直垂の事を問申せし。山科殿ハ知らずと答へられ。高倉殿野宮殿ハ。常の直垂を鎧の下に着るありて有るや。それ。覺束トクヅメあふく答へられし。と云ふ。武家ムカのり。のる。れ。バ。知。て

ふ。古例ある事あり。又錦少きうならん。さへく用

直衣

直衣ハ。大臣以下參議以上内々の常服あり。直衣を雜袍といふ。あや。雜袍は聽たれば常衣參内あし着はあたる。御免形人ハ參内ハ直衣着てまゐる事ハあらざらざり

狩衣 奴袴

狩衣カリギヌの事。古ハ狩襖カリウヅといひ。又布衣ホイといひ。和名抄云。布衣此間云。獵衣リキ加利岐沼カリギヌといふ。延喜彈正式に裁サキ給キ純マユ爲カ獵衣リキこと。衣禁断イキンせらる。事見えそり。あま布衣ホイて

製ツクはる。物なる。ゆゑ。結ムス絶ト裁キて獵衣リキとよる。事を禁断せらる。狩衣カリギヌも本ハ鷹飼タカヒの服形也。鷹狩タカヤの時袖を結ムスして。小手コテさして。たる。如くにして鷹をけふたる也。されハ袖口に結ムス緒ヒあり。鷹狩ハ野山あはる事あるゆゑ。木萱キサヤの枝ハ袖のひさうらぬたえある。初ハ鷹飼鷹をけし。事あり。嵯峨天皇宇多天皇など。甚鷹狩好ませらる。野行幸度、ありて。鳳輦ホウケンの左に柱ヒたり。は。あちり。天皇御み。鳳輦の中と。御鷹を合させ。ゆゑ。二條良基公ハ嵯峨野物語に見え。それハ公御殿上人も。手づから鷹を合せる也。

今ハモミ袋縫フ緒を其袋縫の中ホあめて通を
形索是をこめぐるやいふ今世ハ普くあそびく
用也此事野宮宰相定基卿の新井君羨ふ答給ひし書小
見とらん

布衣

布衣の事古ハ布ういとひのし形也名目抄ホ布衣始
イハと何あり今世江戸や多ハ布いとひふ前ふ記ウ花ごと
くいふへ布衣といひしと狩衣の事あり飴抄ホ此狩
衣の條ホ布衣と狩衣の字を通用して記た也西三條の
装束抄布衣の條ホ狩衣者色不定と記あり装束拾要抄

布衣狩衣といふと見えり古ハ布衣や狩衣
同物なるれ證形也今世ハ織文オリモンあるは狩衣といひ織文を
るは布衣ホといふ古今ハ沿革形也

大紋

大紋ダイモンの事といハ布の直ヒタレ垂タリなり直垂直垂の事ハの事ハ
布直垂ヌビタレハ諸大夫是を着たこれハ俗ハ大紋といふ大紋ハ
不紋付きなるにありて欵緒ハ打チ紐ヌなる索云々或説ハ布直
垂ハ鹿苑院義満公始ク是を製シたのむ武家の服といふ
きるくしといふ誤りなり布衣記カキハ褐カキの布直垂直垂ハ赤
革のむとある云々布衣記ハ伏見院御代永仁三年一記た
書あり義満公の家督を継ぐハ一年貞

治廿二年よりハ七
又増鏡 月草の 云、両六波羅 仲時 ひんが
十三年以前形也 花れ巻 時益

一をさして、ちづやと心うけそおちたれど、御幸もお
あじちやうなる。 中別當 道冬 公 ハ道の程口やあるさふをりえ

ほうしにぬのむきといふ物うちさき、ちそやか
おひりき入れ御ぜんどもよほぐれそきぞん、ごんごん

見えぬ云々、是ハ正慶二年五月の乱、改いせたり。義満公
の家督継ぐも、一幸よりハ三十五年以前形也、然きバ義満

公より以前より右ノ事、公知る所し。三光院内府 西
條實 記、鹿苑院殿御代、昵近之人、給布直垂候、其以來
澄公 諸家着用之候、一向非本儀候、雖然大臣家被着絹候云々。

義満公の代、昵近の人、
昵近の人とハ將軍へ親しく出入て、禁裏へ取次をらるる公家衆あり

布直垂を給ひ也。公家衆も着用せらるる。此、時布
直垂始也。ふん何らば、大紋ハ素襖に似たり。其、うん

りぬハ、大紋ハむすも、さくごらも、丸組緒なり。素
襖もむすいり、さくごらも華なり。大紋の袴ハ腰む

も白練なり。腰板のかげ丸し。腰紐、白糸に上刺あ
り。素襖の袴ハ腰紐、同ト色の布あり。腰板、かどあり。腰紐

も上刺あり。大紋も素襖も、上ハ紋背、一つ。袖の中、縫目
り、左右二つ。前ハ身と袖との縫目に、左右二つあり。袴、此

紋も、大紋ハ左右の股の上、ふあり。又尻、ふあり。素襖ハ腰

板に有り。左右の相引ふあり。是兩品のうりりめなり。直垂も大紋も。腰紐れ結やう。古風ハ絹腰の紐を。前ふて前腰の紐よりけりて。ためて。さて堅結。し。重紐も前腰の紐よりけりたひも。上と下へむき通し。やうにして。巻餘で。此垂き下らざるやうにして。おさし。し。今世も二つ。はうり。ゆきて。巻餘で。紙膝の邊まで。長く垂き下りて。置あり。紐のこりたるぶら。を見あるなり。かやうの事時世の風俗の變あり。

上下カミシモといふ事。近世の麻上下など。不限る事なり。古も

何の装束ふも。上下具したる物ハ上下といひ。一。形也。十訓抄。むし。西八條の舎人あり。きふ翁。賀茂祭の日。一條東洞院のほとり。ふ。ハ翁が見物せん。むる所あり。人々る。むらむら。といふ。札を曉より立。あり。これ。人より。むらむら。むらむら。時ありて。此翁あり。だのむらむら。も。きたる。扇むら。きほのむら。むらむら。むらむら。あり。き。あて。物を見たり。云々。此上下ハ直垂をいふ。形なり。又吉部秘訓卷五。次予車拵柳。車副二人恒清國方。著白兩面カミシモ上下。平礼組括。牛童次郎丸。着赤色上。と見え。此上下ハ狩衣の事をいふ。形なり。垂裾。ハ狩衣の志。なり。

なる也。又宗五記云。御供の時。長具足ハ持間敷候。惣してえは
うし上下モの時ハ不可持云。長具足ハの類ヲ也。武雜記云。えはう
上下の時。持りやうれたる刀さし申候ハ候云。えは
られ上下ハ素襖直垂形ノの事をいふ事。兩書とも小室
町殿の代ニ記したる書也。刀ハと腰刀あり。
えはの事也。

麻上下

麻上下の事。室町殿の時代ハ肩衣といふ事。其時代ハ
記録ハ見えず。或説ハ松永彈正久秀。素袍の袖を
切捨て肩衣を作リ。いふハ妄説あり。鎌倉年中行事
一名成氏に。鎌倉殿足利成氏の出陣の行粧を記したるハ。
年中行事

金襴の肩衣。小袴を着たり。由見えざる也。松永ハ天文
永禄元頃の人あり。成氏ハ明應六年ニ逝去せり。其時より。
明應元年ハ。永禄元年ニ六十七年以前ハ。これ肩衣を
松永以前より右ニ證れり。いふ走衆故實。室町殿の
いふ役人あり。御成の時先へ走りて。狼藉
を禁むる役あり。其故實を記したる書也。惠林院義植公御代
の事を記したるに。走衆廿人。肩衣半袴。小太刀をもつ事
候とあり。義植ハ延徳二年ニ家督を継ぎたり。松永が
在世の永禄より。七十年以前ハ。是又松永以前より
肩衣有り證る也。又一説云。近衛龍山公前久公号。衰微の
時。薩摩國ふおり。いふ。其頃龍山公。素襖の袖取捨

いふ。是は古風あり。前少といふ如く。昔は肩衣と袴と一對ふ
てハ形し。肩衣ハをなれ物あり。袴を一具したるハあり
り。今世も継上下を略儀とせり。是時世の風俗
あり。近世婚礼の如く。無地の^{カチ}襦袢の上下。子持筋を
用ふ。無地の^{カチ}下より。如し。うちん^{カチ}上下と定たる
事。武家の古き礼書より見えん。子持筋の事も同く古書
に曾て見えん。名目あり。装束抄と見えん。近幸
のあらはれ。如此故實あり。形事より。世り用

る人の多くなり。随て法の如くにあり

ハ合 笈上下

笈上下の事。近世肩衣ハ^モ系^ガ羅精好。紗かどれ。毛物を用ひ
袴ハ精好むら。綾ひらの類。生^{スシ}系織のうを毛物に用る事。是
古の毛糸素襖より出たるもの形也。宗五記より。素襖ハ
越後布を染む。然申候。是より六月七月両月各着候。八月朔日
より厚き毛糸に候。當時より素襖御免の御礼なる
被申入候て。年中めり候事。玆に由。金仙寺
守平貞宗。号金仙寺。のよみ候。云々。越後布とハ近世
貞丈が先祖あり。越後ちみといふ物形也。是より素襖を縫た糸^{スキ}透素

襖といふあり。うきく透通^{スキ}て涼しき用也。近世の袷上下は是より出たる物あり。

肩衣

肩衣の名ふ多く聞えり。万葉集山上億良が貧窮問答の歌ふ綿もぬき布^{ヌカダギヌ}肩衣の海^{ミト}松のびと云くと見え。又鎌倉年中行事は成氏出陣の行粧を志ありたる所は金襴は肩衣をぬきと見えり。肩衣ハ松永彈正。又ハ近衛龍山公。薩摩國小居住の時素襖の袖を去り肩衣を製せりと云ふハ俗説多く信^シトガキ。

半袴

半袴の事。前の麻上下ハ條走衆故實の文少て見るべし。

長袴

長袴ハ素襖ハ具一たる袴なり。半袴ハ長袴一對一。長袴ハ半袴み對したるふとあり。近世長袴といふハ肩衣一具して同様り。漆る紙りあり。古代も肩衣ハこれあり。古代ハ肩衣一長袴さるとも。両品一對みたるあり。今ハ肩衣長袴一對みたる事なるも。近世肩衣長袴の事を長上下といふ人あり。長き下ハ何れとも長き上もふ。上をきれば長上下といひ。まじり事なるを。をかし。詞那らばや。

十徳

十徳の事。近世ハ醫者の類。剃髪ハの者のも着はるあり。昔ハ俗人もみゆハを着しハなり。又駕輿コシカキ丁キも着せしハなり。宗五記ふ。いみしハハ葛クワを葛布あり。白くて毛黒くても染て被用候つる。十徳の上ハ帯戎仕候ハはる。奉公人形ハハ犬追物ハの時ハ素襖袴ハ上ハ十徳を着しハえ。何うハ戎持ハきられ候て。若くは入らハ候へハ。十徳ぬハてえ。ぼろハをきハ罷出候し。射手ハ出ハなり。と申候しハ云々。十徳の裁縫ハ素襖ハの如く。左右の腋をぬハふハなり。華ハむむハあり。是ハ具ハたる袴ハあり。白布又ハ白練ハをきハて。一重ハあり。

前ハ結ハび置あり。十徳ハ紋ハを付ハ事ハあり。今も京都にてハ門跡方ハなり。あきハの者ハこハ裁縫ハ着ハなり。江戸ハも同將軍家ハ御ハなり。かハの者ハ着ハなり。今世醫者の着ハも同ト裁縫ハあきハも羅精好紗ハあきハて縫ハむ。色ハも黒く無紋ハあり。胸紐ナヒモ小革ハを用ハひハ。十徳ハ同トハされハ。平ハぐけハあり。短くハて結ハむ。帯ハをせハびハてハなり。着ハみハるハ申ハ。別の物のやうハに見ハゆハれハ。實ハ同ト物ハあり。今ハ俗人ハハ曾ハてきハる事ハなり。せハいハこハうハきハふハなり。

羽織

羽織の事。古ハ胴服ハといハひハあり。其ハきハけ短くハて胴許ハなり。

道服カウラスの事。搥囊抄ウチカサ。道服カウラスこそ雨の降らぬ時乗馬カウラスをカウラス上り
打カウラスきて帯カウラスもカウラスをぬ物カウラスなり。灰布カウラスこそカウラスの立カウラスる衣カウラス装カウラスを垢カウラスを
防カウラスぐ心カウラスあり。殊カウラス更カウラス内カウラスふカウラス着カウラスべき物カウラス。非カウラスざるカウラスなり云々。貞
丈カウラス按カウラス小カウラス道服カウラスとカウラスいふ装束カウラスも公家カウラス不用カウラスらるカウラス物カウラスにて僧衣カウラス
似カウラスきもカウラスりのカウラスなり。乗馬カウラスあカウラスどの時カウラス着カウラスるカウラス小カウラス胴服カウラスもカウラス丈カウラスも短
くて。胴カウラスげカウラスるカウラス覆カウラスふ服カウラスなるカウラス也。小カウラス胴服カウラスとカウラスいふカウラスるカウラス也。道服カウラスとカウラスい
別の物カウラスなり。思カウラスひカウラス混カウラスふカウラスるカウラスなり。

時服

時服カウラスといふ名目カウラス上古カウラスとカウラスいふ事カウラスあり。禄令カウラス云カウラス。凡カウラス親カウラス王
年十三カウラス已上カウラス皆給時服カウラス。料カウラス。春カウラス。純二疋。糸二約。布四端。銀十口。

秋カウラス。純二疋。綿二屯。布六端。鐵四銚。云々。續日本紀卷十二曰。
聖武天皇天平八年冬十月戊申。施カウラス。唐僧道璿。波羅門僧菩
提等時服カウラス。云々。やうカウラス。三代實録卷四十二。小カウラス。陽成天皇元慶
七年二月廿五日壬戌。賜勃海客徒冬時服カウラス。云々。と見えカウラス
也。

小袖

小袖カウラスといふハカウラス。そのカウラス袖カウラスの下カウラスを九カウラスく縫カウラスたカウラスふをいカウラスふ。袷カウラスもカウラス
も綿入カウラスにてカウラスも。單物カウラスりカウラス。むカウラスらカウラスもカウラスも。袖カウラスの下カウラス九カウラスさカウラスハ小袖カウラスあり
ども。今カウラスも綿入カウラスのカウラスを小袖カウラスとカウラスいふ事カウラス。不カウラスなるカウラス也。小袖カウラスとカウラスいふ
名カウラスハ衣カウラス袖カウラスなり。對カウラスしてカウラスいカウラスふなり。衣カウラスといカウラスふも。袖カウラスなり。小袖カウラスとカウラスいふも。

アキ花麗ある物なるは昔ハ男も着ざるとの事あり。女だとも年をけりて着ざりしや。當御家少くハ四品以上ハ五位以下このしめと御制法を立らまざるゆゑ近世ハ男ハ服ハ然らば然らば御制法ある上と憚らば誰ものしめ着たるなり。是其時世この制度なり。

無地慰目

無地のしめハ腰小を袖にも筋を織りしは是近世の物なり。昔はねむきと惣ハ筋を織たるを。後ハ袖の下と腰がかり小筋を織りしは袖ハ腰がかりも筋を織りしは古風

の残りもなきは然るに近世腰小筋あるを腰がかりといひあらはして。婚礼小を輿代コシガハといふ事取あて用むばし。無地のしめは用るあらはし。小筋りたるいみし。腰がかりといひし名目なり。婚礼ハ無地ハ用ふといふ事古き武家の礼書にも見えざる事なり。然るに今ハ世上ハ普くたるは。係事なれば古實に無しとて押さ。腰小筋あるは着て人の許ホトへ行き。人氣よくけり。おれハ無礼とあはゆ。世のあらはし。隨ふは。おれののみ。近世におはるは。出来て古實に叶はざる事多し。おれハ世の事多し。

四月より 袷を着候。中五月四日迄袷。五日より 男衆ハ白く
 びら。女中衆ハ殿中にハまきしうらね袷をぬき試めし
 候。御前御前よりぬきすいしうら。六月中迄ハ
 びらをぬき候。八月朔日より又練ぬきをぬき候。御腰巻
 男も古ハ八月朔日より 袷をぬき候。今ハ九月
 朔日より 袷今ハ今ハ伊勢宗五入道存生の時永正太永の頃あり。九日より 小袖を着候。
 漆付の小袖各御用候。又十月亥の子ハ男女より 小紫色の
 小袖を用候。是ハ殿中少ては事あり。但京中太略此分ハ候
 云々。又云ハ白くびらの事。はしがね。又ハくまハ貞丈云
とふしとく外外地ハあぬとふくく。紅紅の花青葉を一面ハ女房女房兒兒
 漆漆たふり。とくといハ金箔よて紋紋おさきするたり。

わの衆あるハ能候。年きけたる男ハ尤不可然候。只男ハ若さ
 も老も白さかびらも似合候云々。同一本ハ男の夏
びらと見えたり。右ハ京都將軍時代の事あり。五月五
 日漆かきびら。七夕ハ朔ハ白くびらと定たる事。古ハ
 さあ右れ文みく知る事。五月五日漆くびら。七夕ハ
 朔ハ白くびらと定たる事。
 當御家の御制法あるべし。其子細ハ知らズ。或説ハ七夕ハ
 朔ハ白くびら着る事。七月八月共ハ秋の季なり。
 秋ハ西方金氣のほうをどる時なり。金の色ハ五色ハ取て
 ハ白なり。此故を以て白帷子を用る云々。按ずるハ右の

説きしりて、四季小五行を配し、五行は五色にありて、衣服の色を定むる時、春は青、夏は赤、冬は黒、四季の土用は、黄色の衣服、或は着るべきなり。右に説秋の、一季は、はやく叶たれども、外の三季、土用あらず、葉をば、如此多きを、けり、理屈をいふ事、近世の、やりそのなるを、笑ふなり。

鼠色衣服

鼠色ネズミの衣服、いよ、いよ、鼠色なるを、着るを、鼠色ネズミハ白きより、少し黒き、さう、鼠色なり。本名ハ、小び色コビキといふ。服者ゾシヤは、衣服の色なり。服者ゾシヤとて、父母兄弟など、死シて、うらみ、その間、素服ソフクは、着る人ヒトをいふ。鼠色ネズミ一名ハ、うを墨色スミゆりのいふなり。常トコよまハ、素服の色なり。

此色を、かき、め、ふ、用ふ、ならん。凶事と吉事、或は、その、禮の道、なり。

頭巾

頭巾ヅキンハ、延喜圖書式ニ、凡寫、率、精、仁、手、經、十九部、云、各給、淨衣、絶ツ四丈汗衫并禪料、調布四丈五尺袴并湯帷、頭巾一條、絲一兩、と見え、なり。

足袋

足袋の事、近世ハ、木綿足袋を用ふ。古ハ、革たびなり。武雜記ニ、足袋、事、殿中へ、御免候ハ、て、は、き、不申候。無紋、革、黒革、或ハ、不用候。よ、よ、よ、小紋の黄革、あ、ハ、用候云々。宗五記ニ、

足袋の事。殿中へハ御免候へてとえは候し可。御免の時
必御たび然一足被下候。又入道同朋ハ御免ハ沙汰あるべき
候。大名外内衆も主人の御免候へてはくを候。いよ様無紋の
革ふも革をバ不可用。軍陣の時ハふも革たるは云々。
今世も殿中御前へ足袋を脱いで出る事ハ禁制あり。足袋
寒る病何る人ハ御免を蒙りてくれば。公家ふもハ素
足袋無礼とてシタカ鞆シタカをくたり。足袋シタカ似た
武家シタカもくも。
古より素足を礼とて。足袋をくを無礼とせふ所あり。あ
やう事ハ公家武家の礼同じうなる所あり。

合羽

合羽カッパといふものハ古代カッパよりあるは候。昔ハ蓑ミを着
たるを。太平記卷十八。越前府、軍の條。里見伊賀守ハ大將と
て。義治五十餘人を金崎の後攻の爲り。敦賀ツルガへ被差向。其勢
吹雪フツキの用意フツキして。物具の上ハ蓑並を着云々。宗五記。雨
降候時ハ御輿ふゆらんけられ候事ハ。公方様御よりハ
見及申候とて候。御旅より一段雨ふり。風を吹候ハ。バウを
らき候由ハ候。尤候へて御供の衆も蓑ミをぬし候云々。今世
蓑箱ミとて行列ミ持ミを。ふもハ蓑を着し。ハ箱ミを。箱
を蓑箱とてハ習ミ及ミる所あり。慶長の頃とて阿蘭陀國の人商
賣の爲ハ日本へ渡り來る。され阿蘭陀人の上ハ着る衣服なり。

袖も形く、その廣きものあり。其の織り、此國の人、詞小カッ
パといふるを。此方少く、そのカッパを似せ、紙にて作也。油を
引てカッパと名付、よる形也。今坊主合羽といふものあり。
其後又袖付付、糸紙カッパにてき。又木綿合羽、羅紗の合羽
亦少くハ出来たるあり。阿蘭陀に用る文字ハ此方ハ字とて
違きり。合羽の二字も此方少く、あて字に書るらひ、
形也。字小意味ハありし

家紋

家の紋の事、紋といふハ衣服に五所、二付る、
少くあらば、
物モノの模様を紋といふる也。東帯に時

上、小着コガキなる装束、袷袍といふ。此袍ハ綾を以て縫ふなり。其綾
一様、の織紋あり。天子のめ、御袍ミカドノカミハ黄櫨ワウロ染といふ。桐
竹鳳凰麒麟の織也。麴塵キリシに御袍ミカドノカミも唐艸カラノクサに鳥の織紋也。
赤色の御袍アカノカミにハ唐艸カラノクサ小窠内コサノウチに菊の紋あり。禁裏キムラにて用ひらるし
織紋オリモノより出。又臣下シノダに袍カミハ或ハ浮線ウセニ綾リヨウの丸、或ハ響キョウ唐艸カラノクサ或ハ輪リン
無ナシ或ハ輪違リンチガヒ等の紋あり。此外家々、一定一定に用ふる紋也。是
唐紋カラモノといふ。各
家の紋也。右も公家の事なり。武家ハ紋ハ旗幕の目志メシを
一形也。是ハ保元平治保元平治の合戦の頃より始り。事ハ後、
ハ旗幕ハタマタよりて、衣服イロモノも紋付モノ事ハ宗
五記イハヒに公方様御服と申ハ織物オリモノ。色御紋イロノカミ不定。白シロさあや、又ハあや

恒むぎ紙地を色こし染て御紋むらぎ紙をせり付候
云々是ハ東山殿義政公時代の事なや御紋不定とある紙見
生むそ紙頂も衣の紋小限らむ何紋も付しなや
後世にハ必家の紋外ハ付ぬ事なや

紙衣

紙衣も昔なや有しとの形り源平盛衰記卷四十八法皇大原入御
の紙色黒うして疲ツガを衰へる老尼の紙衣カキキヌの上濃コき墨スミ
そめ紙の紙を被着たるを云々古今狂歌集蓮性
法師が歌の紙衣の風フウのい
る矢もとふさうなや

白衣

白衣ヒヤエといふハ礼服を着せりて袴ハカマバウリ着たるをいふなや
今世ハ袴を着せりて白衣といふを誤るる源平盛衰記
卷十三高倉官信に前右大將ハ御簾ナカを半卷上ナカがて大口ナカなり
小白衣ナカより長押ナカ尻シラかけて云々公家衆の平服ハ下ナカ小白小
袖ナカを着して上ハ直衣ナカといふ装束下ナカハさぬきの袴ハカマを着え
ほうし紙着たるなり白衣といふハえほうしぬきナカさし
ぬきとわが紙直衣ナカづつぬき下ナカの白小袖ナカをあらハを
紙白衣といふなり武家もいふへ装束の下ナカも白小
袖ナカを着せり今世武家ナカハ五位以下の人
白小袖ナカ着る事ナカを制禁ナカする

袴もぬきぬき直垂ふきも素襖少ても着ざる紙白衣い
ふたり今世の風俗もてぬきも肩衣を着せぬして袴づくを
着き袴が白衣れ也

股引

股引の事古へハりぬきも又りもふきもいひし
なり東鑑卷三 壽永元年六月七日の條 以股解沓差長八尺串召愛甲
三郎令射給云云股解ハりぬきなり 解の字ハ解脱以義ちり 宇治拾遺
卷九はのよごの即等佛供養の物語の條よびの兵藤太
はのまさといふ小者ありなり 中略 年五十ばりなり太刀
ちたりにぬきもきていひて來て云云宗五記よ公方様御小

者もけけき脚半ハ十月五日内野の御經へ御成より三月
三日迄被用候まげ見えたり りしとふきハ股ちて入るをい
とばりいふもまげ
まんの事をあり

脚半

脚半又とふきと云本字ハ脛巾也和名抄ハ脛巾俗小
云波岐とあり宗五記 此文右ふ 又云雨ふり道悪
候へん走衆も御小者も脚半をたどり候大名の内衆
同前又大口直垂を着候時ハ誰も脚半成候惣して赤
むの見え候ハ尾籠成事候云云

下帯

犢鼻禪 まふさだ 袴

ぬんごの事いふ一はたづなととも又たづの帯とも
いひしなり又下帯といふ又たふさだ生云タウサキと
とむせし何
きも一つ物あり是綯一幅を以て前陰取あり物あり義
貞記は義家朝臣の鎧着用の次第を記されきふ第一
手細とあるは是あり又曾我物語第一の條をすふ
の條は云景久聞
て正身ふがきえき無うらんふとそせしむれば平太
是を聞候野も手一つ口れも手一つおろしてたりまけ
たふりかれ彼
體いのもふふ十人むりりも一はたづなと
思ひ着る物然ぬきおたきづなりきほくれバのを
こえうりきえいれいひきもつのを云以上た
澤異

阿將軍義輝公
の同朋なりが覺書に將軍に御服の目錄を記したる
末に御をさおび一とあり右を
の帶源平盛衰記卷十一經
俊
布引の瀧 小云經俊ハ絆の下帶うき備前作の二尺八寸の太刀
隨分秘藏志をる紙脇ふをうんで云右下
和名抄は唐韻
云職容反與鐘同楊氏漢語抄云
松毛乃之太乃太不佐岐一云水字小禪也とあり毛乃之
太乃太不佐岐とハ毛も犢鼻禪也ハダハカ
カとげうぬの下はかく
たふさぎといふ事あり宇治拾遺卷十二第八
條小賀茂の祭
の日真まふかたたふさだげうをりてからサ
ガ鮭太力よえ
きてやまふ女牛メウシ小乗リ云右たふさ
きの事今も安房の國に
人ハふんハといふたふさだといふを古の人ハたふ

さだをうききて、その上よきくばらぬを着たるなり。たゞ
げうまハ禪也。犢鼻禪と云。其形牛の鼻に似たる也。な
で和名抄に。禪音昆和名須万之毛能と見えり。まほしりの
又ちいさきもの云ハ犢鼻禪の事也。此三字をタフサギと訓ハ誤なり。和名抄
ハ違也。又禪をまじげうぬぬのいふなり。源平盛衰記卷
三十五宇治川先陣條ふはむかきうをうきとあり。禪ハたけ短くし
て膝の邊より下り至る袴なり。以上禪の事あり又ふんごハ湯
具と云。事ハたけ人ハ湯殿に入ると。下賤の者如くよ
下の帯をかきぞ。前陰故あらしむ。湯あむる事なりし。
必下帯故うきうき湯に入る也。湯具といふなり。又装

束下の小袖に上よき帯をも。下帯をいふあり。ふんご
ハいやはし詞なり。按むるよりふりだしといふ詞の轉トたる
ちりふし。扶桑拾葉集の中ハ藤原肅ガ作まるかやぐきと
いふ文あり。それ文ハ牛ははれと云。馬のふとだ。かく
らんハげふり。うき世よりもあり。たけや云。ふも
だ。いむだ。ふも。ふもの二音を反て音はとあるなり。あむ
ハ馬の引づらに似て。馬に足はとむ。馬をとらむ置あり。人
のちり帯をうきたる姿の馬に似てしうをたむか如く
ある也。賤き者の詞ハふもだといひする也。

女湯具

女の湯具をバきと云。いふ事本ホンなり。后宮名目抄に御志
たも下裳とかく。是ハ御ゆぐれ事に。そ急ぐりておゆ
り。たけ申侍ハ無下の事なり。爲家とて侍る歌ハ
毛對タゲの宮ミヤはしと奉りて。御産湯ミウツむをとおはし。

侍る時小波よを系松の志つりふよ後河を志すれきて
ふるやとりつるの聲とほろろやうらやうら系松のあゝるをえ
形り云々と見えたり

湯卷 今本 今支

女の常し腰小巻く湯具といふ物を湯卷といふハ誤なり。
湯卷といふまゝといひひひ字ふ今本今支と書也これそ
ふ一物なりさてその湯卷ハ貴人御湯殿不入りふと云
みんひ召をまゝいれ白き絹の衣なり侍中群要第五今
支の注し奉仕御湯殿之人所著衣也生白絹也云々榮花物
語初花 寛弘五年九月十日中宮彰子後一條院を産む

る事成記を條小御ゆどの酉の時とぞある中略女房と云

白き装束どりして御湯殿いよきるゆこれ同じ事な

り恒例毎日次第篇に早旦供御湯主殿官人奉行

近代多五位也金殿運湯中凡禁中着湯卷上臈一人典侍一人也

是候御湯殿故也と記しゆるゆ東鑑卷四十二建

四年四月朔日將軍宗尊親王入御鎌倉兼被納御塗籠物等の目錄小御小袖十具御大口一

唐織物御衣一領御明衣一今本一中畧云々と見えたり

づきと同夜の事なり然るに今女に腰に纏く湯具と混

して心得るハ大なる誤なり

女衣服

女の衣服。近世少く。地白地赤地黒などく。色々の乱紋を
染めて。それ間々。五色の糸。傘糸形を紙交てぬひ物し
たるあり。是ハ室町殿の頃。繪縫物といひきふものなるべし。昔
ハ今の如く。色々の繪を染出た事ハ。きんして。繪を書き其間々
ふぬむ物し。多々。藤屋。し。簾中舊記。義政公の代。政所伊
勢伊勢寺平貞宗記レ
正月御こくく。ぶ参り。五箇日参り候。中。晝。不。レ。時
の管領御参り候。御所様御對面のま。り。御こくく。ぶ。は。と。く
れ候。御て。ま。が。伊勢。それ外同名たち。少く候。御。中。藤。や。く
し。や。お。り。物。二。つ。小。袖。を。う。返。ひ。ひ。れ。ま。り。御。か。け。候。て。き。ぬ
を。め。候。お。り。て。ハ。紙。や。わ。き。し。裏。ハ。あ。然。く。候。お。り。て。ハ。雲。を

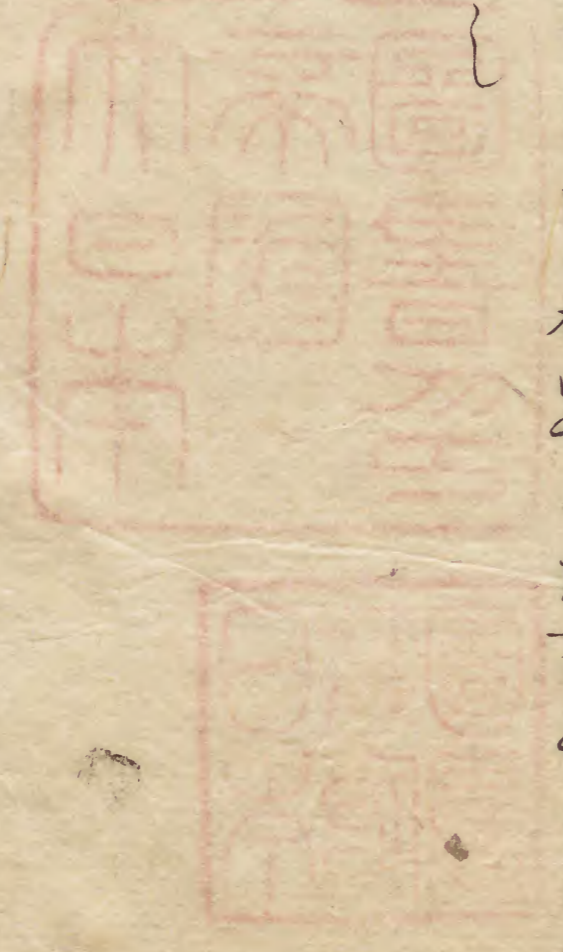
ち。り。して。ろ。く。志。や。う。志。をか。き。候。て。志。や。う。ハ。御。心。く。少。て。候。髪
は。み。ぎ。り。も。御。を。こ。び。候。て。つ。ね。の。御。所。に。を。志。び。お。り。候
云。又。云。大。上。臈。ハ。志。ぬ。む。物。は。め。し。候。て。ひ。ひ。の。ま。り。御
あ。け。候。て。御。を。う。白。き。候。云。此外。し。と。志。ぬ。ひ。物。見。え
き。や

女袴

女の袴き。係事。古ハ貴賤。小。くら。び。着。せ。り。袴。も。礼。服
な。小。バ。女。と。て。も。着。ざ。る。事。ハ。あ。る。や。が。事。形。を。今。も
武。家。小。を。ハ。着。ぬ。な。り。の。し。あ。り。と。れ。も。上。ら。り。れ。お
きて。あ。る。の。宇。治。拾。遺。卷。九。ふ。越。前。國。敦。賀。小。貧。く。て。獨

住たる女の。観音れたるを。いとて。富る身とて。物
語。或記し。多る條あり。ちよふ。たふ。くら。きん。と。お。り。ん。ど。も。い。ま。ら
ま。び。き。の。ね。し。た。の。づ。う。ら。い。る。事。り。や。あ。る。と。て。く。れ。る。あ
の。ま。び。い。は。袴。ぞ。一。つ。あ。る。は。は。ま。を。と。ら。せ。ん。と。お。り。ひ。き。
目。れ。ハ。男。の。ね。ぎ。た。る。ま。び。い。の。た。の。ゆ。を。き。て。此。女。を。よ。む。と
きて。年。頃。を。ら。る。人。あ。ら。ん。と。い。ふ。う。ら。ぎ。を。は。ま。り。思。ひ
も。か。ね。を。り。し。も。ま。ら。ひ。き。を。が。は。し。う。の。ね。ぎ。り。り
た。る。事。を。か。く。し。つ。ふ。こ。の。此。世。を。う。ら。げ。う。き。い。ふ。も。何。よ
つ。あ。て。う。き。ら。き。ん。と。思。へ。ど。志。ど。う。り。ふ。こ。は。ね。と。く。と。ら。ま
ま。だ。い。云。く。是。ハ。田。舎。の。貧。き。女。が。母。か。母。の。め。し。つ。ふ。ひ。き

ふ下女のむきめは恩をうきつて。いとて。富る身とて。物
紅の袴ねぎて。其むきめふあ。た。る。由。を。い。は。る。あ。宅。
あ。れ。も。て。紅。の。袴。い。や。い。た。女。も。も。た。ら。ふ。き。る。事。を。知。る
は。し



四季艸五の巻 秋草中 終

○四季艸秋の巻中

○四十二

四李朝正の巻

四李朝正の巻
始末中



此の書は... 其の... 由... 公...

